

◎新潟県訓令第14号

総務管理部総務事務センター

新潟県知事の事務部局職員等に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程（昭和46年12月新潟県訓令第38号）の一部を次のように改正し、平成30年10月1日から実施する。

平成30年9月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(通則)</p> <p>第1条 新潟県知事の事務部局職員（次に掲げる職員を含む。）に対する児童手当の認定及び支給に関する事務（<u>第2号から第4号までに掲げる職員</u>に対する児童手当の支給に関する事務を除く。）の取扱いについては、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）によるほか、この訓令の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>病院局の職員（新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第3条に規定する局本庁に所属する職員であつて、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）別表第1の行政職給料表の適用を受けるものに限る。）</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 新潟県知事の事務部局職員（次に掲げる職員を含む。）に対する児童手当の認定及び支給に関する事務（<u>第2号及び第3号</u>に掲げる職員に対する児童手当の支給に関する事務を除く。）の取扱いについては、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）によるほか、この訓令の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>